

できます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
- ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

（単位円）

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る利用料		34,380	69,480	104,230	153,180	222,830	245,930	271,170
サービス利用者に係る自己負担	1割	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
	2割	6,876	13,896	20,846	30,636	44,566	49,186	54,234
	3割	10,314	20,844	31,269	45,954	66,849	73,779	81,351

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間 に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者に提供する食事及び宿泊等に係る費用は別途いただきます。（（2）ア～カ参照）

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

イ 加算

		サービスに係る利用料	サービス利用者に係る自己負担	
①初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間（30日を超える病院等の入院後再び開始した場合も同様とする）	300円/日	1割	30円/日
			2割	60円/日
			3割	90円/日
②看護職員配置加算	(Ⅰ)常勤の看護師を配置した場合 (Ⅱ)常勤の准看護師を配置した場合 (Ⅲ)常勤換算方法で1名以上配置した場合	(Ⅰ)9,000円/月	1割	900円/月
			2割	1,800円/月
			3割	2,700円/月
		(Ⅱ)7,000円/月	1割	700円/月
			2割	1,400円/月

		(Ⅲ) 4,800円/月	3割	2,100円/月
			1割	480円/月
			2割	960円/月
			3割	1,440円/月
③サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 従業者の総数に対し、以下の①または②のいずれかに該当すること ① 介護福祉士70%以上 ② 勤続年数10年以上介護福祉士25%以上 (Ⅱ) 介護福祉士50%以上 (Ⅲ) 従業者の総数のうち、以下の①～③のいずれかに該当すること ① 介護福祉士40%以上 ② 常勤職員60%以上 ③ 勤続年数7年以上の者が30%以上	(Ⅰ) 7,500円/月 短期利用：250円/日	1割	750円/月 25円/日
			2割	1,500円/月 50円/日
			3割	2,250円/月 75円/日
		(Ⅱ) 6,400円/月 短期利用：210円/日	1割	640円/月 21円/日
			2割	1,280円/月 42円/日
			3割	1,920円/月 63円/日
		(Ⅲ) 3,500円/月 短期利用：120円/日	1割	350円/月 12円/日
			2割	700円/月 24円/日
			3割	1,050円/月 36円/日
④看取り連携体制加算	利用者またはその家族に対し看取り期における対応方針を決め説明し同意を得ている場合	640円/日 (死亡日から死亡日前30日以下まで)	1割	64円/日
			2割	128円/日
			3割	192円/日
⑤訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する従業員を2名以上配置し延べ訪問回数が1月あたり200回以上である場合	10,000円/月	1割	1,000円/月
			2割	2,000円/月
			3割	3,000円/月
⑥総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえサービス計画を介護職員や看護職員等により随時適切に見直しをし、地域における活動への参加の機会が確保される場合	10,000円/月	1割	1,000円/月
			2割	2,000円/月
			3割	3,000円/月
⑦認知症加算	(Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の場合 (Ⅱ) 要介護2に該当し認知症日常生活自立度Ⅱの利用者の場合	(Ⅰ) 8,000円/月	1割	800円/月
			2割	1,600円/月
			3割	2,400円/月
		(Ⅱ) 5,000円/月	1割	500円/月
			2割	1,000円/月
			3割	1,500円/月
⑧生活機能向上連携加算	(Ⅰ) リハビリ専門職より助言を受け、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合 (Ⅱ) 訪問リハビリ実施時にサービス提供責	(Ⅰ) 1,000円/月	1割	100円/月
			2割	200円/月
			3割	300円/月

	任者とりハビリ専門職が、同時訪問し、共同による訪問介護計画を作成した場合	(Ⅱ)2,000円/月	1割	200円/月
			2割	400円/月
			3割	600円/月
⑨若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている	(介護) 8,000 円/月	1割	800円/月
			2割	1,600円/月
			3割	2,400円/月
		(予防) 4,500 円/月	1割	450円/月
			2割	900円/月
			3割	1,350円/月
⑩口腔・栄養スクリーニング加算	利用者に対し、利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、利用者の情報を介護支援専門員に文書で共有した場合 (6月に1回を限度とする)	20 円/回	1割	2円/回
			2割	4円/回
			3割	6円/月
⑪介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算	1ヶ月のサービス利用料金の合計額 (加算・減算を含む) ×加算率× (1割または2割または3割)		
⑫特別地域小規模多機能型居宅介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数の15%を加算		
⑬中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%を加算		
⑭中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所が、通常の実施地域を越えて、中山間地等に居住する利用者にサービスを行った場合	所定単位数の5%を加算		

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供 (食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 300円 昼食 550円 夕食 550円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金：1泊 2,000円

ウ 洗濯代 100円

エ おむつ代 実費

オ レクリエーション活動等

材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費 (コピー・用紙代) をご負担いただきます。